



D1-Law.com

リニューアルのご案内
現行法規・判例体系・法律判例文献情報

第一法規株式会社



D1-Law.comが全面リニューアル

～迷わず見つかる、ひとめでわかる、どんどんつながる～

- ユーザーインターフェースを刷新！よりシンプルに、より使いやすく！
- AI技術を活用した機能など、最高・最新のリーガルリサーチ体験を提供！
- 新機能やデータベース連携により、「検索～理解」まで一貫してサポート！



■ トップページ①

The screenshot shows the DI-Law.com homepage. At the top, there is a search bar with a dropdown menu for search criteria (AND) and a search button. Below the search bar, there is a section for '契約中のサービス' (Subscribed Services) with buttons for various legal databases. At the bottom, there are sections for '検索履歴' (Search History) and 'ブックマーク' (Bookmarks), both displaying recent search results and saved items. The page also includes a footer with '更新情報' (Update Information), 'お知らせ' (Notice), and navigation links for '文章サイズ' (Text Size) and '上へ戻る' (Back to Top).

アクセス後、すぐに検索可能！
横断検索機能も搭載！

契約しているデータベースを一覧表示！
各データベースへリンク！

検索履歴やブックマークした法令等に、クイックアクセス！
各データベースの内容現在日、メンテナンス情報を表示

■ トップページ②～横断検索～

DL-Law.com サービス選択 横断検索 ブックマーク一覧 設定 ログ

現行法規 (現行法検索) 現行法規 (履歴検索) 通知通達 判例体系 文献情報 (文献編) 文献情報 (判例編) 横断検索

地方自治 AND 検索

契約しているデータベースを、横断でフリーワード検索可能！

契約中のサービス

法令 現行法規 (現行法検索) 新着 現行法規 (履歴検索) 新着 通知通達 判例 判例体系 新着 文献 文献編 新着 判例編 新着

21件

横断検索した結果を、法令・判例などの分類ごとに絞込可能！

国 絞り込み

サービス

- 現行法規 (現行法検索) 21
- 現行法規 (履歴検索) 21
- 通知通達 2,896
- 判例体系 11,991
- 文献編 15,901

1 日本国憲法(昭和21年11月3日)
第八章 地方自治

2 日本国憲法(昭和21年11月3日)
〔地方自治の本旨の確保〕

3 法 (旧) 産炭地域振興臨時措置法 (抄) (昭和36年)

文字サイズ 上へ戻る

■ 現行法規 主なりニューアルポイント

- サジェスト(予測変換)表示機能で、検索ワードの指定がスムーズに！
- 数字の漢数字→算用数字変換や、元号読み替え機能で、条文をより見やすく！
- ポップアップ表示により、同一画面で委任元・委任先の条文などを確認！
- 接続詞をキーに条文構造をAIが解析することで、複雑な条文も理解しやすく！
- 「新たな条文の見方(コルクボード表示)」で、より深い調査をサポート！
- 条文中の法令用語について、用語解説を参照できます！（別途契約が必要）



■ 現行法規①～検索機能～

The screenshot shows the DI-Law.com search interface. At the top, there are navigation tabs for '現行法規' (Current Regulations) and '履歴検索' (History Search). A search bar contains the text 'フリーキーワード' (Free Keyword) with an example '例：契約 債権' (Example: Contract, Credit). A gear icon and 'AND' dropdown are next to the search bar. Below the search bar are various filter buttons: '法令名 +' (Law Name), 'フリーキーワード +' (Free Keyword), '除外キーワード +' (Exclude Keyword), '法分野 +' (Law Field), '時点 +' (Time Point), '法令区分 +' (Law Classification), '法令構造 +' (Law Structure), and '発令 +' (Issuance). A 'フリーワード検索設定' (Free Word Search Settings) dialog box is open, showing options for search precision (完全一致), phonetic distinction (ようび音の区別), search range (あるまで検索), word/phrase (語間・語順), input length (入力した検索語同士が), search order (検索語の入力順を), search unit (検索単位), and inclusion of unenacted articles (未施行条文) and synonyms (同意語). Callouts highlight the search bar, the settings dialog, and the filter buttons.

DI-Law.com 現行法規 履歴検索

フリーワード検索

フリーキーワード 例：契約 債権

AND

NEW まずはここから！
サジェスト(予測変換)表示で、スムーズに検索ワードを選択できる！
法令の略称での検索や、読み仮名による検索も可能！

フリーワード検索設定

検索条件を追加・変更

フリーワード検索設定

検索精度 完全一致

ようび音の区別 利用する 利用しない

あるまで検索 利用する 利用しない

語間・語順 語間指定・語順指定機能を 利用しない

入力した検索語同士が 50文字 以内であり、

検索語の入力順を 問わない

検索単位 法令単位でさがす

未施行条文 含む 含まない

同意語 含む 含まない

フリーワードの検索範囲などを、
細かく指定することもできる！

法令名指定や、法分野、発令など、
検索項目を任意にカスタマイズ可能！

キーワード 分野 時点 その他詳細条件

法令名 + フリーキーワード + 除外キーワード + 法分野 + 時点 + 法令区分 + 法令構造 + 発令 +

■ 現行法規②～検索結果～

The screenshot shows a search results interface for Japanese laws and regulations. On the left, there are filters for '法令区分' (Law Classification) and '法分野' (Legal Field). The main area displays a list of search results, each with a checkbox and a title. On the right, there is a '関連' (Related) section showing related laws. A dropdown menu at the top right allows sorting by '重要度が高い順' (Order of Importance). Annotations in blue boxes highlight these features and explain their functionality.

法令区分	件数
日本国憲法	0
法律	4
政令	6
勅令	0
条約	0
規則	0
省令	0
その他	0

法分野	件数
第三編 行政	8
第十五編 産業一般	4

重要度が高い順
法分野順
公布日昇順
公布日降順
50音昇順
50音降順

関連
関連する法令
地方自治法
地方自治法施行令
民法
法人税法
健康保険法
公職選挙法
地方税法
鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令
国税通則法
奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置に関する政令

検索結果
1 <input type="checkbox"/> 法 個人情報の保護に関する法律 (57号)
2 <input type="checkbox"/> 法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日号外法律第58号)
3 <input type="checkbox"/> 政 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行期日を定める政令 (平成14年6月5日政令第198号)
4 <input type="checkbox"/> 政 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行期日を定める政令 (平成15年12月25日号外政令第547号)

重要度や公布日、アクセス数などで、検索結果を並替えることができます

法令区分や、法分野などによる検索結果の絞り込みが可能

NEW AI機能によりユーザーの行動を分析し、同じような検索を行ったユーザーが閲覧した法令を関連法令として表示

■ 現行法規③～条文表示画面～

法 道路運送車両法 (昭和26年6月1日号外法律第185号)
表示時点：令和3年4月14日 **基準日** 最終改正：令和2年3月31日号外法律第5号 未施行の条文あり

条文 改正沿革 同じ分野の法令 法改正に紐づく通知一覧

目次

- すべて選択
- 題名等
- 本則
- 第一章 総則
- 1条 (この法律の目的)
- 2条 (定義)
- 3条 (自動車の種別)

検索

- 条文中検索
- 選択した条から開始

表示スタイル

- () 内を色分け
- () 内を省略
- シンプル表示

置換表示

- 漢数字を英数字で表示
- 平成を令和で表示
- 和暦を西暦で表示
- カタカナをひらがなで表示

絞り込み

選択した条のみを表示

罰則 被引用

施行日一覧 表示変更

公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
令和元年5月24日号外法律第14号

基 令和2年11月23日
令和元年5月24日号外法律第14号

令和2年4月1日
令和2年3月31日号外法律第5号
令和元年5月24日号外法律第14号

令和元年12月16日
令和元年5月31日号外法律第16号

令和元年10月1日
平成28年3月31日号外法律第13号

令和元年6月14日
令和元年6月14日号外法律第37号

令和元年6月13日
令和元年5月24日号外法律第14号

施行日ごとに改正情報を一覧化！
任意の時点の条文を閲覧可能！（※現行法規[履歴検索]のみ）

条文内検索やカッコ内の色分け・省略機能等は引き続き搭載！

新たに、

- ・漢数字を算用数字で表示
- ・平成を令和で表示
- ・和暦を西暦で表示

などの表示機能が追加！

■ 現行法規④～条文表示画面～

目次

- 243条の5 (政令への委任)
- ▼ 第十章 公の施設
 - 244条 (公の施設)
 - 244条の2 (公の施設の設置、管理及び廃止)
 - 244条の3 (公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)
 - 244条の4 (公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)
- ▼ 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係
 - ▼ 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等
 - ▼ 第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等
 - 245条 (関与の意義)
 - 245条の2 (関与の法定主義)
 - 245条の3 (関与の基本)

1 普通地方公共団体は、**指定管理者**が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者によるときは、その指定を取消し全部又は一部の停止を命ずることができる。

用語・定義規定

指定管理者 行政実務キーワードバンク-法令用語

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議について協議しなければならない。

NEW 条文中の法令用語について、約1,000語の用語解説が参照できます。
※『コンシェルジュデスク 行政実務キーワードバンク』のご契約が必要です。

改正法記	条沿革	被引用
	判例	関連情報

施行日一覧 表示変更

令和6年1月1日
平成31年3月29日号外法律第3号

令和元年5月31日号外法律第17号

令和4年4月1日
令和2年6月10日号外法律第41号
令和2年3月31日号外法律第8号

令和元年12月4日号外法律第62号

令和3年8月1日
令和元年12月4日号外法律第62号

文字サイズ 上へ戻る

■ 現行法規⑥～条文表示画面～

法 道路運送車両法 (昭和26年6月1日号外法律第185号)
表示時点: 令和3年4月14日 基準日 最終改正: 令和2年3月31日号外

条文 改正沿革 同じ分野の法令 法改正に紐づく

目次
すべて選択
題名等
本則
第一章 総則
1条 (この法律の目的)

道路運送車両法 (昭和26年6月1日号外法律第185号)
第63条

改正注記 条沿革 委任 罰則 被引用

六項の「国土交通省令」= 道路運送車両法施行規則第37条の2の2第3項
六項の「国土交通省令」= 道路運送車両法施行規則第37条の2の2第4項

(臨時検査)
第三十七条の二の二 検査対象外軽自動車に係る臨時検査の申請書は、第八号様式による。
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貨与証を提示しなければならない。
3 第三十六条第十四項の規定は、臨時検査の申請について進用する。

別ウィンドウで開く

ポップアップ表示で、
・個別条の改正沿革
・委任
・罰則
・関連情報 などの情報を閲覧できます！

改正注記 条沿革 委任 罰則 被引用
判例

令和元年5月24日
令和元年5月24日号外法律第14号
平成31年3月29日
平成31年3月29日号外法律第4号
平成29年6月15日
平成29年5月26日号外法律第40号

当該の条が判決内の参照法令になっている判例へ、
ワンクリックでリンク! (※「判例体系」ご契約者のみ)

■ 現行法規⑦～条文表示画面～

法 道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）
表示時点：令和3年4月14日 基準日 最終改正：令和2年3月31日号外法律第5号 未施行の条文あり

条文 改正沿革 同じ分野の法令 法改正に紐づく通知一覧 パブリックコメント

目次

- すべて選択
- 題名等
- ▼ 本則
- ▼ 第一章 総則
- 1条（この法律の目的）
- 2条（定義）
- 3条（自動車の種別）
- ▼ 第二章 自動車の登録
- 4条（自動車の登録）
- 5条（自動車の登録簿）
- 6条（自動車登録ファイル等）
- 7条（新規登録の申請）

基準に適合すると認めるときは、その申請書に検査合格標準を付するものとする。

6 第一項の公示に係る検査対象外軽自動車は、当該公示に係る同項の期間に引き続く国土交通省令で定める期間内は、国土交通省令で定めるところにより臨時検査合格標準を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

7 第二項及び第四項の規定は、第一項の公示に係る自動車で当該公示のあつた日以後当該公示に係る同項の期間の末日までに新規検査又は構造等変更検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証について

委任

道路運送車両法施行規則 第37条の2の2第3項

（臨時検査）
第三十七条の二の二 検査対象外軽自動車に係る臨時検査の申請書は、第八号様式による。

- 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標章を提示しなければならない。
- 第三十六条第十四項の規定は、臨時検査の申請について準用する。
- 前項において準用する第三十六条第十四項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

別ウィンドウで開く

令和元年5月24日
令和元年5月24日号外法律第14号

平成31年3月29日
平成31年3月29日号外法律第4号

平成29年6月15日
平成29年5月26日号外法律第40号

NEW 条文中の委任先をクリックすると、委任先の該当条文をポップアップ表示！
委任元・委任先それぞれの条文を一画面で参照可能！

■ 現行法規⑧～条文構造解析表示～

(臨時検査)

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。

3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について準用する。

4 第一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失

DI-Law.com 現行法規

構造

NEW AI技術を用いて、接続詞をキーに、条文構造を可視化！
長い条文などを、視覚的に分かりやすく表示！

道路運送車両法 (昭和26年6月1日号外法律第185号)

第63条

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。

3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について準用する。

4 第一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失

文書構造

第六十三条 国土交通大臣は、

一定の範囲の自動車 **又は** 検査対象外軽自動車 について、

事故が著しく生じている等により

その構造 **、** 装置 **又は** 性能が保安基準に適合

していないおそれがあると認めるときは、

期間を定めて、これらの 自動車 **又は** 検査対象外軽自動車

について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

■ 現行法規⑨-1～「コルクボード」表示～

旅行目一覧

(臨時検査)

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車（登録自動車並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。）又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る期間の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車若しくは検査対象外軽自動車の有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものにおいて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。

3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について適用する。

4 第一項の公示に係る自動車若しくは検査対象外軽自動車の有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものにおいて臨時検査を受けるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合において、当該自動車の使用者は、すみやかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

検索
 本文内検索
 選択した条から開始

表示スタイル
 内も色分け
 内を省略
 シンプル表示

表示表示
 漢数字を西数字で表示
 平仮名を西字で表示
 和暦を西暦で表示
 カタカナをひらがなで表示

読み込み
 選択した条のみを表示

カード式表示
 選択する条を選択

道路運送車両法

新しく通知一覧 パブリックコメント

（臨時検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車をしようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 第五十九条第三項の規定は、継続検査について適用する。

4 次条第二項の規定により臨時検査を受けていなければ、自動車の使用者は、継続検査を受けるべき旨を、あらかじめ、

一時保存リスト

道路運送車両法 ×
 (臨時検査)
 第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、

道路運送車両法 ×
 (臨時検査)
 第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている

現在保存中の条文

道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）
 平成13年1月6日
 (臨時検査)
 第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車をしようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）
 平成13年1月6日
 (臨時検査)
 第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

NEW

新しい条文の見方「コルクボード」機能を新搭載！
 任意で指定した条文を新旧対照表形式でそれぞれ見比べたり、
 指定した一つの条文の関連情報を深く読み込むことが可能！
 (次ページへ続く)

■ 現行法規⑨-2～「コルクボード」表示～

保存した条文を詳しく見る

現在保存中の条文

保存中の条文に対して以下の動作ができます。

選択した条を並べる

選択した二つの条文を画面上で並べて見ることができます。

選択した条を詳しく見る

選択した条の関連情報を表示します。

道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）

（継続検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

違う法条文同士でも、並べて比較することができる！

条文時点比較表示

道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）

施行日 平成13年1月6日

（平成11年12月22日号外法律第160号）

施行日 平成13年1月6日

（平成11年12月22日号外法律第160号）

改正箇所：1/14 件

修正箇所を右に合わせる

修正箇所を左に合わせる

（継続検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車の使用者は、当該自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣に当該自動車検査証を提示しなければならない。

（継続検査）

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車（登録自動車並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。）又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該自動車検査証に有する検査対象外軽自動車の使用者に返付

通知通告 例規 関連情報 委任 参照 引用

引用している法令

道路運送車両法施行規則

（臨時検査）

第三十七条の二の二 検査対象外軽自動車に係る臨時検査の手続きは、第八号様式による。

2 前項の手続きを提出する場合には、第六十二条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車検査証又は臨時運転許可権限表示を提示しなければならない。

道路運送車両法施行規則

（車検監視特例の提示）

第三十九条 継続検査、臨時検査又は構造等変更検査を受けようとする者は、第六十二条第三項、第六十二条第三項又は第六十二条第四項において適用する第六十二条

選択した条

道路運送車両法

平成13年1月6日 施行

平成11年12月22日号外法律第160号

（臨時検査）

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

平成10年11月24日 施行

平成10年5月27日号外法律第74号

（臨時検査）

第六十三条 運輸大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

引用されている法令

道路運送車両法

（継続検査）



第五十九条 登録を受けていない第四項の規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運轉の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。

特定の条に関する情報(委任関係や引用関係など)を、より詳しく確認することが可能！
重層的な委任関係を視覚的に把握できるなど、より深い理解をサポート！

■ 現行法規⑩～便利なダウンロード方法～

印刷ダウンロード

出力項目

印刷 リッチテキスト形式 (rtf) テキスト形式 (txt) PDF形式 (pdf) レイアウト   ダウンロード

すべて選択

題名等

▼ 本則

▼ 第一編 総則

1条 (目的)

1条の2 (国及び地方公共団体が担すべき役割)

1条の3 (地方公共団体の種類)

2条 (地方公共団体の法人格及び事務)

3条 (名称)

4条 (事務所の設定又は変更)

4条の2 (休日)

▼ 第二編 普通地方公共団体

▼ 第一章 通則

5条 (区域)

地方公共団体情報システム機構法

発令 : 平成25年5月31日号外法律第29号
最終改正: 令和元年5月31日号外法律第16号
改正内容: 令和元年5月31日号外法律第16号[令和元年5月31日]

○地方公共団体情報システム機構法
(平成二十五年五月三十一日号外法律第二十九号)
(総務・財務大臣署名)

地方公共団体情報システム機構法をここに公布する。
地方公共団体情報システム機構法

目次

第一章 総則 (第一条～第七条)

第二章 代表者会議 (第八条～第十条)

第三章 役員及び職員 (第十一条～第二十一条)

第四章 業務 (第二十二条～第二十七条)

横書き・縦書き
 横書き 縦書き

画像内テキスト同時出力
 する しない

新旧対照表作成形式の利用
 する しない

文字サイズ・行間

文字サイズ


行間

ページレイアウト

一括指定

上 下

左 右

上へ戻る 



リッチテキスト形式でダウンロードする際、縦書き・横書きを選択できるようになりました。

■ 現行法規⑪～便利な検索方法～

The image displays the D1-Law.com search interface. At the top, there are navigation tabs for '現行法規' (Current Regulations) and '履歴検索' (History Search). A search bar contains the text 'フリーキーワード' (Free Keyword) with an example '例：契約 債権' (Example: Contract, Credit). Below the search bar are buttons for '検索条件を追加・変更' (Add/Change Search Conditions) and '検索' (Search). A dropdown menu is open, listing search methods: 'フリーワード検索' (Free Word Search), '制定・沿革検索' (Enactment/History Search), '法分野目次' (Law Field Table of Contents), '引用法令検索' (Cited Law Search), '数量検索' (Quantity Search), 'カード式表示' (Card Style Display), and 'パブリコメー覧' (Public Overview). A blue box highlights the '数量検索' option. A callout box states: 'フリーワード検索のほかにも、様々な方法で検索が可能！' (In addition to free word search, you can search in various ways!).

Another screenshot shows the '数量検索' (Quantity Search) interface. It features a search bar with '数量' (Quantity) and '人員 1000人' (Personnel 1000 people). Below it, there are fields for '対象' (Target) set to '人員' (Personnel), '値' (Value) set to '1000', and '単位' (Unit) set to '人' (Person). A 'NEW' badge is present. A callout box explains: '新たに「数量検索」が可能に！「対象」「量」「単位」を設定、その値を含む条文を検索できる！' (Newly, 'Quantity Search' is possible! You can set 'Target', 'Quantity', and 'Unit', and search for articles containing that value!).

■判例体系 主なりリニューアルポイント

- ユーザー利用頻度の高い「フリーワード検索」を中心に機能強化！
サジェスト(予測変換)表示機能や、事項・解説を含んだ検索が可能に！
- 判決文内の日付情報をAIが解析し、時系列順に並び変える機能を搭載！
時間軸に沿った内容整理・理解をサポート！



■ 判例体系①～検索機能～

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード [設定] AND [×]

フリーワード検索設定

検索対象: すべて

検索条件を追加・変更

よく使う検索 検索履歴

まずはここから！
本文内のキーワードだけでなく、
裁判上の重要ポイント(事項)などを、検索対象として検索します。
また、サジェスト(予測変換)表示で、スムーズに検索ワードを選択できます。

フリーワードの検索対象を、
詳細に指定することも可能！

フリーワード + 除外ワード + 事項 + 裁判年月日 + 裁判所 + 事件番号 + 出典 + 参照法令 + 裁判結果 + 裁判官 + 体系名 +

解説誌 + 解説者 + 解説法条目次 + 民事・刑事 + 判例ID +

検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

検索条件を、任意にカスタマイズ可能！
判明している情報や、
調査したい切り口に合わせて、最適な方法で検索できます。

■判例体系②～検索結果～

The screenshot shows a search results page for a Japanese legal database. The page displays 2,150 results. On the left, there is a sidebar with filters for '絞込み' (Refinement), '情報の有無' (Presence of Information), and '裁判年月日' (Judgment Date). The main content area shows a search result for a civil case (損害賠償請求上告事件) with a judgment date of 2020 (令和2年) and a high importance rating (5 stars). A dropdown menu is open, showing options for sorting by '重要度が高い' (High Importance), '裁判年月日が新しい' (New Judgment Date), '裁判年月日が古い' (Old Judgment Date), '重要度が高い' (High Importance), and '検索語との関連度が高い' (High Relevance to Search Terms). A green arrow points from the dropdown menu to a text box. Another green arrow points from the '絞込み' filter to a text box at the bottom.

2,150 件

< 1 2 3 4 ... 108 > 20件ずつ表示 詳細表示 OFF

重要度が高い
裁判年月日が新しい
裁判年月日が古い
重要度が高い
検索語との関連度が高い

絞込み

情報の有無

- 要旨あり 2,070
- 解説あり 1,468
 - 最判解説 55
 - 法曹時報 7
 - 判例タイムズ 1,465
- 評釈あり 695

裁判年月日

- 令和 8
 - 1年～ 8
- 平成 1,329
 - 31年 6
 - 21年～30年 234
 - 11年～20年 541

すべて選択 選択中の結果を印刷ダウンロード

民 損害賠償請求上告事件

1

最高二小判昭和50年10月24日最高裁判所民事判例集29巻9号1417頁(27000352)

破棄差戻

事件番号 昭和48年()

要旨 解説

1.医師が化膿性髄膜炎の治療と取とペニシリンの髄腔内注入)の施術とその後の発作等およびこれにつく病変との因果関係を否定した原判決が経験則に反するとされた事例。

2.重篤な化膿性髄膜炎に罹患した三歳の幼児が入院治療を受け、その病状が一貫して軽快していた段階において、医師が治療としてルンバル(腰椎穿刺による髄液採取とペニシリンの髄腔内注入)を実施した後、嘔吐、けいれん...

判例ID : 27000352

重要度 ★★★★★ 差戻控訴審(1) 上告審(1) 控訴審(1) 第一審(1)

民 損害賠償請求事件

ユーザーから高い評価を受ける検索結果の並替え機能は、引き続き搭載！
「裁判年月日」や「重要度」などで、判例情報を再整理できます！

検索結果を、「解説情報の有無」や「裁判年月日」などの切り口で、さらに絞り込むことができます！

■ 判例体系③～本文表示画面～

民 損害賠償請求事件
最高二小判平成23年4月22日最高裁判所民事判例集65巻3号1405頁(28171570)
破産自判 重要度 ★★★★★

要旨・本文 解説 書誌情報

目次
要旨
判決文
主文
理由
参照
参照法令
被引用判例
判例評釈

フリーワードヒット箇所 0件

時系列表示 QuickReader

審級関連
上告審 【損害賠償請求事件】最高二小判平成23年4月22日最高裁判所民事判例集65巻3号1405頁(28171570)
控訴審 大阪高判平成20年8月28日最高裁判所民事判例集65巻3号1468頁(28171571)
第一審 大阪地判平成20年1月28日最高裁判所民事判例集65巻3号1474頁

時系列表示
理由
平成6年 (2) 上告人は、平成6年に行われた監督官庁の立入検査において、資産の回収可能性等を基に査定された欠損見込額を
平成8年 前提とする自己資本比率の低下を指摘され、さらに、平成8年に行われた立入検査においても、資産の大部分を占める貸出金につき、欠損見込額が
平成10年(ないし平成11年度) 平成10年(ないし平成11年度) 平成11年3月31日
平成11年3月31日 (4) 11年度末に、資産を
平成12年12月31日 (5) 生業委員会から、に基づく金融整理管理人による
平成14年7月31日 上告人は、に基づいて設立された信用協同組合であり、平成14年7月31日、総代会の決議により解散した

主文
主文
1 原判決中上告人敗訴部分を
2 前項の部分に関する被上告人
3 訴訟の総費用は被上告人ら

こんな判例も
最高二小判平成23年4月22日金融協同組合事務債1928号111頁(28173875)

判決文内の任意の箇所や、参照法令・被引用判例などの表示箇所へワンクリックでページ内ジャンプ

NEW 判決文内の日付箇所をAIが認識し、時系列順に事象を並び変えが可能！時間軸に沿った内容理解をサポート！

NEW 表示画面の位置情報マップを新搭載！判決文などのどの箇所を参照しているか確認できます！

■法律判例文献情報 主なリニューアルポイント

- サジェスト(予測変換)表示機能などで、スムーズな検索を支援！
- 「所蔵・購入リンク」を新たに搭載！文献資料の入手までをサポート！



■ 法律判例文献情報①～検索～

D1-Law.com 法律判例文献情報 文献編 新着の文献 発行所情報 ブックマーク一覧 設定 ログアウト

フリーワード

AND

まずはここから！
サジェスト(予測変換)表示で、検索ワードの選定もスムーズ！
検索範囲の指定も可能！

フリーワード検索設定

同意語 含む 含まない

検索範囲

すべて

すべて

標題・事項の範囲で検索する

+ 検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

フリーワード + 除外ワード + 事項 + 裁判年月日 + 裁判所 + 事件番号 + 出典 + 参照法令 + 裁判結果 + 裁判官 + 体系名 +

解説誌 + 解説者 + 解説法条目次 + 民事・刑事 + 判例ID +

+ 検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

任意の情報で、検索条件をカスタマイズ可能！
判明している情報や、調べたい切り口で、情報を検索できる！

■法律判例文献情報②～検索結果～

4,134件

< 1 2 3 4 ... 207 > 20件ずつ表示 詳細表示 OFF 発行年月(日)降順

すべて選択 選択中の結果を印刷ダウンロード

絞り込み

情報の有無

<input type="checkbox"/> 本文情報あり	558
<input type="checkbox"/> 関連情報(判例)あり	940

発行年

<input type="checkbox"/> 2011年～2020年	876
<input type="checkbox"/> 2001年～2010年	1,103
<input type="checkbox"/> 1991年～2000年	1,243
<input type="checkbox"/> 1981年～1990年	912

著者名

<input type="checkbox"/> 山野嘉朗	50
<input type="checkbox"/> 交通捜査研究会	47
<input type="checkbox"/> 倉田卓次	41
<input type="checkbox"/> 宮原守男	40
<input type="checkbox"/> 高野真人	40

1 自転車通勤 保険加入は常識—賠償高額／条例で義務化の流れ (人生100年クラブ—マネー編)
渡辺精一 毎日新聞 朝刊 2020.12.7 毎日新聞社
本文情報 関連情報(判例) 文獻番号:2021011087

2 自動車保険契約の車両損害保険条項に基づいて交通事故の被害者に支払われた車両損害保険金は当該交通事故に係る物的損害の全体を補填するものと解するのが相当であるとして、休車損害に係る部分の損害補填にも充てた事例(平成30.4.25東京高判) <最新判例批評38>
山下典孝 判例評論 741(判例時報2458), p154~158
2020.12.1 判例時報社 ISSN:0438-5888
形式区分: 判例研究
所蔵/購入: 国立国会図書館オンライン 他7件

関連

判例編

令和2年7月9日/最高裁判所第一小法廷/判決/平成30年(受)1856号

【1】交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合において、同逸失利益が定期金賠償の対象となるとき【2】交通事故に起因する後遺障害逸失利益につき定期金賠償を命ずるに当たり被害者の死亡時を定期金賠償の終期とすることの要否(消極)【3】交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合に、同逸失利益が定期金賠償の対象となるときとされた事例

令和1年9月25日/大阪高等裁判所/判決/平成31年(ネ)1024号

事業遂行中の交通事故によって従業員が多数死傷するたけでなく、当該事故を突発して事故に遭わなかった従業員の多数が退職等を希望するようになった。業としての事業遂行が困難になったとして、そのような事情は予見不可能な事情であり、当該事故と事業遂行ができなくなったことで企業に生じた損害との間に相当因果関係は認められないと

発行年や、掲載誌名、著者名などで、結果を並替え

検索結果を、「本文情報の有無」や「発行年」、「著者名」などで、さらに絞り込みを行えます。

同じフリーワードを用いた判例編の検索結果を関連情報として表示！

■ 法律判例文献情報③～文献情報画面～

文 交通事故被害者の後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象になるとされた事例（令和2. 7. 9最高一小判）＜判例セレクトMonthly＞

書誌情報

著者名	越山和広
文献番号	2020111029
掲載誌等	月刊法学教室 482, p140
発行所	有斐閣
発行年月日	2020. 11
ISSN	0389-2220
分類	
事項索引	
関連する判例体系を見る	判例体系
本文情報	YODB
所蔵/購入	国立国会図書館オンライン カーリル WorldCat Amazon 楽天ブックス Fujisan.co.jp honto 日本の古本屋

「所蔵・購入」の各サイトへのリンクを掲載！
文献資料の入手までをサポート！



関連

▼ 同じ著者の文献

[判例の動き——民法法（2019年9月～2020年8月）＜判例セレクトMonthly＞](#)

[交通事故被害者の後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象になるとされた事例（令和2. 7. 9最高一小判）＜判例セレクトMonthly 民法法＞](#)

…等

[一覧を表示](#)

▼ 関連情報（判例）

令和2年7月9日／最高裁判所第一小法廷／判決／平成30年（受）1856号

【1】交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合において、同逸失利益が定期金賠償の対象となるとき【2】交通事故に起因する後遺障害逸失利益につき定期金賠償を命ずるに当たり被害者の死亡時を定期金加算の起算点とするに当たっては、

同著者の文献や、
関連する判例を、
関連情報として表示！

第一法規株式会社

東京都港区南青山2丁目11番17号 〒107-8560

TEL:0120-203-694 FAX:0120-302-640

URL:<https://www.daiichihoki.co.jp/>

